

ガス導管事業者の 2019 年度託送収支の 事後評価について

(趣旨)

11月30日に開催された料金制度専門会合において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2019年度託送収支の法令に基づく事後評価を実施したため、その結果を報告する。

当該報告を踏まえ、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答並びに経済産業大臣へ経済産業省令の改正を建議することについて御審議いただく。

1. ガス導管事業者の 2019 年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果について

2020年11月11日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から本委員会宛てに意見を求められた「ガス導管事業者の2019年度託送収支」について、11月30日に開催された料金制度専門会合において、ガス導管事業者の2019年度託送収支の法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施した。

今回、その結果について、資料5—1のとおり報告する。

2. 経済産業大臣及び各経済産業局長等への回答について

上記1. を踏まえ、委員会として次のとおり、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答を行うこととしたい。（資料5—2）

(1) 事後評価の対象事業者のうち以下の5事業者（うち1事業者においては、2地区）については、2019年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。

➤ JERA（四日市コンビナート地区）、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）

(2) また、以下の26事業者については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した。

➤ 東部ガス（秋田地区）、由利本荘市、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA（四日市コンビナート地区）、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送

(3) これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。

① 以下②の4事業者を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2021年1月1日：東部ガス（秋田地区）、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、吉田ガス、湯河原ガス及びガスネットワーク吉田

2021年4月1日：JERA（四日市コンビナート地区）、小千谷市、中部電力ミライズ、由

利本荘市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、水島ガス、九州ガス
圧送、筑紫ガス及び鳥栖ガス

2022年4月1日：秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）

- ② 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した事業者のうち、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

（４）対象事業者全体の確認結果は別紙（資料５－２別紙）のとおり。

３．経済産業大臣への経済産業省令の改正の建議について

料金制度専門会合（座長：山内弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授）から、特定ガス導管事業者における託送収支計算書の作成について、一般ガス導管事業者と同様に、以下の制度的措置を速やかに講じることが適当であるとの報告があった。

- 特定ガス導管事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。）が、託送供給約款又は託送供給約款以外のガスの供給に係る契約の定めるところにより、導管その他の設備の工事に関する費用として特定ガス導管事業者以外の者から提供を受けた金銭又は資材については、託送収支計算書上、当期に一括して整理するのではなく、法人税法の定める耐用年数等により分割して整理できるようにすること。

については、資料５－３の案のとおり、経済産業省令を改正することが、ガスの適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第１８０条第１項の規定に基づき経済産業大臣に建議することとしたい。

以上

（参考）経緯・開催実績

2020年11月11日	経済産業大臣及び各経済産業局長等から 電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
11月18日	第298回電力・ガス取引監視等委員会
11月30日	第4回料金制度専門会合
12月 7日	第299回電力・ガス取引監視等委員会（本日） （経済産業大臣・各経済産業局長等への回答及び建議の審議）

ガス導管事業者の2019年度託送収支の 事後評価について

第4回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2020年11月30日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

(空白)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

ガス導管事業者の託送収支の事後評価 (2020年11月18日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2020年11月18日開催）において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2019年度託送収支の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施することとする。（2020年11月11日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。）

また、追加的な分析・評価として、ストック管理・フロー管理の確認の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

事後評価の対象事業者について

- 全国のガス導管事業者（220社※1）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2019年度収支状況を評価する。

一般ガス導管事業者（193）		特定ガス導管事業者（27）	
事後評価の対象 （147社）	託送供給約款あり（123）	託送供給約款あり（23）	
	託送供給約款なし（70）※2	供給条件の届出あり（1）	
		上記以外（3）	

※1 2019年度に事業を実施した事業者数（2019年度に事業を実施したが、事業譲渡や合併により、2020年11月11日時点において事業を行っていない事業者を除く。）

※2 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※3 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

(参考) 一般ガス導管事業者の競争・新規参入の状況

- 一般ガス導管事業者の中で小売事業者の新規・越境参入があるのは50事業者。

一般ガス導管事業者：全193事業者

託送供給約款あり（123）

新規・越境参入あり（50）

東京ガス	大東ガス	秦野ガス	岡山ガス
大阪ガス	角栄ガス	厚木ガス	水島ガス
東邦ガス	鷺宮ガス	松本ガス	広島ガス
西部ガス	伊奈都市ガス	静岡ガス	筑紫ガス
東部ガス	京葉ガス	東海ガス	高松ガス
北海道ガス	大多喜ガス	習志野市	久留米ガス
佐野ガス	野田ガス	サーラエナジー	鳥栖ガス
栃木ガス	東日本ガス	河内長野ガス	佐賀ガス
北日本ガス	京和ガス	伊丹産業	九州ガス
館林ガス	日本ガス（関東）	大和ガス	日本ガス（九州）
太田都市ガス	武陽ガス	桜井ガス	沖縄ガス
武州ガス	昭島ガス	大武	
東彩ガス	小田原ガス	大津市	

新規・越境参入なし
(73)

託送供給約款なし（70）（新規・越境参入なし）※1

※1 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※2 2020年11月11日時点（新規・越境参入は小売登録ベース、自社導管による供給も含む）

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「－５％」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、当委員会の意見を回答する予定。

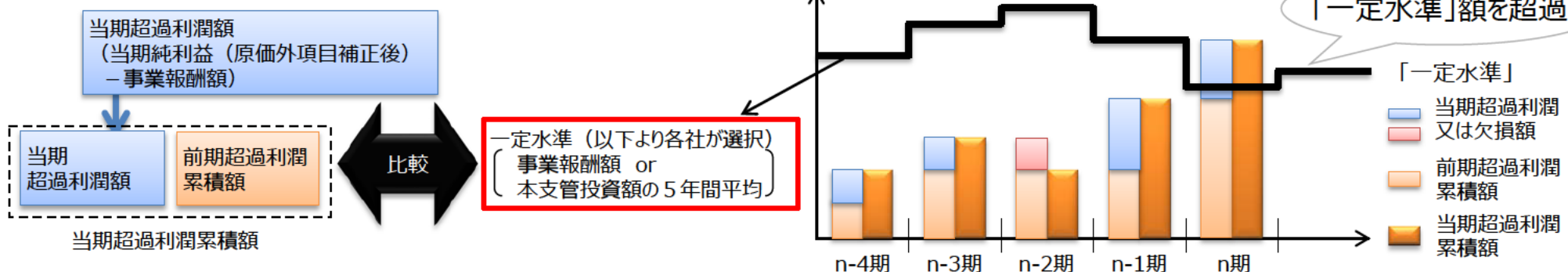
（参考：2020年11月18日 電力・ガス取引監視等委員会決定）

- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2019年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、また、想定単価と実績単価の乖離率が－5％を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>

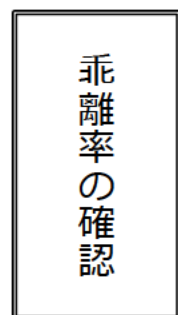


当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

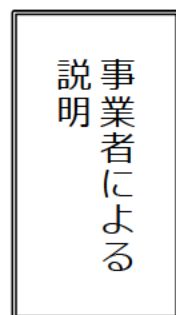
<フロー管理方式>

【STEP 1】



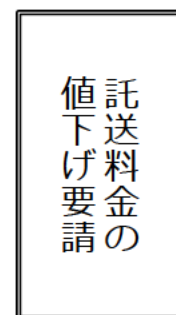
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の発動

11

(※2) 原価算定期間等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

ガス導管事業者の超過利潤の状況①

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）の7社は、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。

超過利潤累積額 (2019年度末)	一般ガス導管事業者（123社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	
一定水準額超過	1 ・小千谷市	0	6 ・JERA(四日市) ・南遠州PL ・秋田県天然瓦斯輸送 ・中部電力ミライズ ・関西電力(堺地区) ・関西電力(姫路地区)	0	7
一定水準額の2/3～3/3	6	2	0	0	8
一定水準額の1/3～2/3	6	4	1	0	11
0～一定水準額の1/3	10	7	1	0	18
0未満	55	43	13	4	115

※ 各社公表資料（2020年11月25日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- ・東金市及び習志野市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2020年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2021年1月末までとなり、2020年11月25日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②（料金の値下げ届出の確認）

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した7社については、原則、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、南遠州PLを除き（次頁にその詳細を記載）、期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下、本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。

ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

➢ 2021年4月1日：4社（JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、小千谷市及び中部電力ミライズ）

➢ 2022年4月1日：3社（秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区））

＜参考＞ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23）法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

（略）

ガス導管事業者の超過利潤の状況③（制度的措置の提案）

- 南遠州PL（特定ガス導管事業者）の託送収支計算書を確認したところ、当期超過利潤額が一定水準額を超過した理由は以下の通りであった。
 - － 工事負担金（※１）収入を当期に一括して託送収支計算書の収入に計上し、工事負担金収入が当期純利益に算入した結果、その当期純利益をもとに算出された当期超過利潤額（※２）が一定水準額（※３）を超過したため。
 - （※１）通常、工事負担金は、工事依頼者から工事前に一括で支払いを受けることとしている。
 - （※２）当期超過利潤額＝当期純利益－託送供給関連部門事業報酬額（簡略化したイメージ）
 - （※３）南遠州PLは、ガス事業託送収支計算規則に基づき、特定導管投資額の直近５年平均額を一定水準額と設定している。
 - － これは、一般ガス導管事業者と異なり、特定ガス導管事業者に対して、託送収支計算書に工事負担金収入を耐用年数で分割して整理する等の制度的措置がないことによるもの。
- 南遠州PLの当期超過利潤は工事負担金収入によるもので、当該収入は工事費に充てられるため、還元すべき利潤がないことから、料金値下げは不可であり、上記を回避するため、一般ガス導管事業者と同様の制度的措置を、特定ガス導管事業者に対しても速やかに講じるべきではないか。
- また、南遠州PLの2019年度の託送収支については、上記制度的措置を遡って適用することができないため、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルール（※４）の設定と託送収支の再提出を認めることとしてはどうか。
 - （※４）ガス事業託送供給収支計算規則第６条により、事業者は、事業実施に係る特別な事情が存在し、当該事情を勘案せずに託送供給収支を整理することが合理的でない場合に、適正かつ合理的な範囲内で、規定とは異なる算定方法を定めることができる。

(参考)

一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者の工事負担金収入の託送収支計上方法の違い

- 一般ガス導管事業者（区域外の場合（※））は、託送供給収支計算規則に基づき、工事負担金収入を、工事負担金対象設備の減価償却費の費用計上と同様に、設備の耐用年数等で分割して収益計上することができる。2年目以降も同様の処理がされ、結果、当該工事負担金に関わる金額は、収益と費用に計上される額が同じとなり、相殺される。
- 特定ガス導管事業者は、前記の制度的措置がないため、工事負担金収入を当期に一括して収益計上し、工事負担金対象設備の減価償却費は耐用年数で分割して費用計上する。2年目以降は、収益計上はなく、工事負担金対象設備の減価償却費のみ、耐用年数で分割した額を費用計上する。結果、当該工事負担金に関わる金額は、1年目は当期純利益をプラスに大きく動かし、2年目以降はマイナス方向に動かす。

(例) 工事負担金収入 1 億円、工事負担金対象設備の耐用年数 10 年、工事負担金以外の費用・収益が 1 億円の場合

一般ガス導管事業者（区域外の場合）			
（1年目）			
費用	1. 1 億円	収益	1. 1 億円
営業費用	1. 1 億円	営業収益	1. 0 億円
うち減価償却費	0. 1 億円	工事負担金収入	0. 1 億円
当期純利益		0 円	分割して計上される

（2年目以降）			
費用	1. 1 億円	収益	1. 1 億円
営業費用	1. 1 億円	営業収益	1. 0 億円
うち減価償却費	0. 1 億円	工事負担金収入	0. 1 億円
当期純利益		0 円	分割して計上される

特定ガス導管事業者			
（1年目）			
費用	1. 1 億円	収益	2 億円
営業費用	1. 1 億円	営業収益	1 億円
うち減価償却費	0. 1 億円	工事負担金収入	1 億円
当期純利益		0. 9 億円	一括で計上される

（2年目以降）			
1年目の当期純利益が大きくプラスに			
費用	1. 1 億円	収益	1 億円
営業費用	1. 1 億円	営業収益	1 億円
うち減価償却費	0. 1 億円	工事負担金収入	0 円
当期純利益		▲ 0. 1 億円	前年度に一括で計上したため 0 円

(※) 一般ガス導管事業者の区域内における工事負担金収入は、法人税法第 45 条に基づき帳簿価格を損金経理により減額することが可能であることから、託送収支計算書には表れない。

(参考) 南遠州PLの概要

一導／特導	会計年度	創立	約款制定	本店所在地	資本金	従業員数	導管設置地域
特導	4-3	2012/4	2019/12	静岡県掛川市	49,900万	4人	静岡県 袋井市 ～掛川市～菊川市

※同社パンフレット等同社提供資料より作成

【託送収支計算書（抜粋）】

託送収支（項目）	値（千円）
営業費用	81,647
営業収益	74,702
営業利益	-6,945
営業外収益 (工事負担金収入含む)	175,319

【超過利潤計算書及び超過利潤累積額管理表（簡略版）】

超過利潤計算書（項目）	値（千円）
調整後託送供給関連部門当期純利益及び営業外費用のうち資金調達費用（①）	120,743
託送供給関連部門事業報酬額（②）	7,955
当期超過利潤額（③＝①－②）	112,788
超過利潤累積額管理表（項目）	値（千円）
前期超過利潤累積額（①）	0
当期超過利潤額（②）	112,788
還元額（③）	0
当期超過利潤累積額（④＝①＋②－③）	112,788
一定水準額（⑤）	80,397
一定水準超過額（⑥＝④－⑤）	32,392

【導管ルート図】



(参考) 関連条文

●一般ガス導管事業者の供給区域外の工事負担金の措置

ガス事業託送供給収支計算規則

別表第1（第3条関係）

（7）「（償却分区域外工事負担金収入）」は、会計規則第4条に規定する工事負担金のうち、供給区域外において行うガスの供給に係る契約に基づくもの（以下「区域外工事負担金収入額」という。）について、当該区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減価償却費の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額をその他託送供給関連収益の内訳として整理すること。この場合において、全ての区域外工事負担金収入額の整理については、同一の方法によることとし、かつ、每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

●一般ガス導管事業者の供給区域内の工事負担金の措置

法人税法45条

（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十五条 次に掲げる事業を営む内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者又は鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によつて便益を受ける者（以下この条において「受益者」という。）から金銭又は資材の交付を受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもつてその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、その交付を受けた金銭の額又は資材の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、（略）経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 （略）

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業

●事業者が定める算定方法について（事業者ルールの設定）

ガス事業託送供給収支計算規則

第六条 事業者は、当該事業者の事業実施に係る特別な事情が存在する場合であつて、当該事情を勘案せずに託送供給等関連業務に関する会計を整理することが合理的でないと認められる場合においては、第三条から前条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、事業者は当該算定方法を、あらかじめ様式第四に整理し、経済産業大臣（ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第十五条第四項の表第十一号に規定する事業者については、その供給区域を管轄する経済産業局長。以下同じ。）に届け出なくてはならない。この場合において経済産業大臣は、当該方法を公表しなければならない。

ガス導管事業者の乖離率の状況①

- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果は以下の通り。
- 26社において、乖離率が、変更命令の発動基準となる「－ 5 %」を超過している。

乖離率（2019年度末）	一般ガス導管事業者（123社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
－ 5 %を超過	9	14	2	1	26
－ 5 % ～ － 2.5%	6	9	1	0	16
－ 2.5% ～ 0 %	6	11	0	0	17
0 %以下	47	17	3	1	68

※ 各社公表資料（2020年11月25日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・ 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- ・ 現行託送料金の原価算定期間が終了していない事業者にあつては、乖離率計算書が作成されないため。
- ・ 承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるため。
- ・ 東金市及び習志野市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2020年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2021年1月末までとなり、2020年11月25日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の乖離率の状況②-1（料金の値下げ届出等の確認）

- 乖離率が－５％を超過した26社については、このまま翌事業年度の開始の日※１までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※２の変更命令の対象となりうる。
- 他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- これを踏まえ、乖離率が－５％を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか、又は、合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次頁のとおり。

※１ 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が－５％を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

- 2021年1月1日：15社（東部ガス（秋田地区）、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス及び福山ガス）
- 2021年4月1日：11社（JERA（四日市コンビナート）、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送）

※２ 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

＜参考＞ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（２３）法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① （略）

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス５パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況②-2（料金の値下げ届出等の確認）

- 以下の表のとおり、22社において期日までに料金の値下げ届出を実施する予定、4社において合理的な説明を実施するとの回答であった。
- 前者については、今後、料金の値下げ届出の内容を確認することとし、後者については、その説明が合理的かどうかの確認を行った（次頁以降）。

期日までに料金の値下げ届出を実施予定（22社）						合理的な説明を実施（4社）	
一般ガス導管事業者（19社）						一般ガス導管事業者（4社）	
東部ガス(秋田)	-6.3%	中遠ガス	-15.8%	北日本ガス	-10.8%	犬山ガス	-7.6%
由利本荘市	-18.4%	野田ガス	-7.3%	東日本ガス	-8.7%	大垣ガス	-9.3%
熱海ガス	-13.6%	袋井ガス	-12.8%	水島ガス	-13.5%	福山ガス	-29.3%
入間ガス	-9.9%	湯河原ガス	-13.9%	筑紫ガス	-10.6%	広島ガス	-6.8%
佐野ガス	-9.2%	吉田ガス	-17.2%	鳥栖ガス	-9.7%		
静岡ガス	-17.9%	小千谷市	-5.0%				
諏訪ガス	-9.0%	小田原ガス	-14.3%				
特定ガス導管事業者（3社）						特定ガス導管事業者（0社）	
JERA(四日市)	-121.7%	ガスネットワーク吉田	-35.1%	九州ガス圧送	-23.2%		

※ 「％」は各社の乖離率

※ JERAは、2019年4月1日に東京電力FP及び中部電力から特定ガス導管事業を承継した。

JERA（四日市）の料金原価は承継前に中部電力の会計整理に基づいて計算したが、実績費用は承継後にJERAの会計整理に基づいて計算したことにより、費用が大幅に減少することとなった。

一方で、実績費用の計算の際に控除収益となる事業者間精算収益は、ほぼ想定通りであった。

その結果、実績費用が大幅に減少したことが作用し、乖離率が「-100％」を超過した。（ガス事業託送供給収支計算規則第11条に基づき、詳細数値は非公表。）

ガス導管事業者の乖離率の状況③（犬山ガス：概要）

- 犬山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1931/10	愛知県 犬山市	17,600万	28人	愛知県内 1市2町	9,551個	無

※会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円）（①）	1,765,011
想定需要量（千m ³ ）（②）	65,556
想定単価（円／m ³ ） （③＝①／②）	26.92
実績費用（千円）（④）	1,688,786
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	67,915
実績単価（円／m ³ ） （⑥＝④／⑤）	24.87
乖離率（％） （⑥／③－1）×100	-7.62

ガス導管事業者の乖離率の状況③（犬山ガス：合理的な理由の確認）

- 犬山ガスからの現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

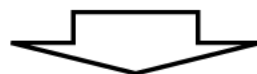
- 乖離率超過の要因は、2017年度に大口需要家A社の生産ラインの増強等が発生したことである。
- 他方で、2018年11月及び2019年10月にそれぞれ他の大口需要家B及びC社の廃業等による需要減があり、原価算定期間終了後、2020年9月時点において、想定に比べ実績の需要量が少ない状況である。
- そのため、大口需要家B及びC社の廃業等による需要減の影響が大きいと、今後も需要回復の見込みがなく、2018年度から2020年度の3か年の乖離率を想定すると、-3.75%となることから、現行の託送供給約款料金水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】（単位：千m³）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
想定需要量	21,901	21,833	21,823	21,901	21,833	21,823
A社	4,696	4,696	4,696	4,696	4,696	4,696
B社	137	137	137	137	137	137
C社	402	402	402	402	402	402
実績需要量	22,731	23,038	22,146	21,382	21,168	21,596
A社	5,181	5,657	5,458	5,166	5,114	5,218
B社	154	125	14	16	16	16
C社	431	430	319	0	0	0

※2020～2022の想定需要量は、2017～2019の想定需要量を記載

※2020～2022の実績需要量は、見込み



【2018年度～2020年度の想定乖離率】

項目	値
想定原価（千円）（①）	1,765,011
想定需要量（千m ³ ）（②）	65,556
想定単価（円／m ³ ）（③＝①／②）	26.92
実績費用（千円）（④）	1,724,702
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	66,566
実績単価（円／m ³ ）（⑥＝④／⑤）	25.91
乖離率（％）（⑥／③－1）×100	-3.75

- 犬山ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。 22

ガス導管事業者の乖離率の状況③（大垣ガス：概要）

- 大垣ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1912/1	岐阜県 大垣市	24,207万	53人	岐阜県 大垣市	18,009個	無

※会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円）（①）	3,570,634
想定需要量（千m ³ ）（②）	195,921
想定単価（円／m ³ ） （③＝①／②）	18.22
実績費用（千円）（④）	3,358,858
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	203,347
実績単価（円／m ³ ） （⑥＝④／⑤）	16.52
乖離率（％） （⑥／③－1）×100	-9.33

ガス導管事業者の乖離率の状況③（大垣ガス：合理的な理由の確認）

- 大垣ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、減価償却費及び事業者間精算費等の減少である。
- 減価償却費については、予定されていた導管延伸工事が国土交通省との調整のため、当初から3年延期となり、大きく減少した。なお、現在は当該工事が開始され、今後は想定通りの減価償却費が計上される。
- 事業者間精算費については、2017年1月から3月の実績が計上されない算定ルールとなっていることから、乖離が発生している。
- 以上の2つの費用が計上されていた場合の乖離率は-3.84%となり、また、上記のとおり、次年度以降は乖離がなくなることが想定されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の費用想定】（単位：千円）

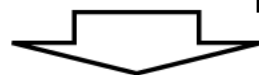
	2017	2018	2019	2020	2021	2022
想定原価	1,157,641	1,183,241	1,229,752	1,157,641	1,183,241	1,229,752
減価償却費	476,515	501,611	547,336	476,515	501,611	547,336
事業者間精算費	176,417	176,417	176,417	176,417	176,417	176,417
実績費用	1,105,812	1,131,833	1,121,213	1,143,126	1,187,052	1,260,230
減価償却費	482,133	458,561	440,811	455,150	499,076	572,254
事業者間精算費	123,396	165,397	166,131	173,705	173,705	173,705

※2020~2022の想定原価は、2017~2019の想定原価を記載

※2020~2022の実績費用は、見込み

【減価償却費及び事業者間精算費が計上されていた場合の乖離率】

項目	値
想定原価（千円） ①	3,570,634
想定需要量（千m ³ ） ②	195,921
想定単価（円/m ³ ） ③ = ① / ②	18.22
実績費用（千円） ④	3,562,305
実績需要量（千m ³ ） ⑤	203,347
実績単価（円/m ³ ） ⑥ = ④ / ⑤	17.52
乖離率（%） ⑥ / ③ - 1） × 100	-3.84



- 大垣ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。 24

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：概要）

- 福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1910/4	広島県 福山市	25,875万	90人	広島県 福山市	47,958個	無

※会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円）（①）	6,281,998
想定需要量（千m ³ ）（②）	158,055
想定単価（円／m ³ ） （③＝①／②）	39.74
実績費用（千円）（④）	6,283,159
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	223,509
実績単価（円／m ³ ） （⑥＝④／⑤）	28.11
乖離率（％） （⑥／③－１）×１００	-29.27

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：合理的な理由の確認）

- 福山ガスからの現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、1.21%となり、現行の託送供給約款料金水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2017	2018	2019
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	52,742	73,543	97,224
うちA社の需要増 (実績－想定)	－	+19,801	+45,054

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価（千円） ①	6,281,998
想定需要量（千m ³ ） ②	158,055
想定単価（円／m ³ ） ③＝①／②	39.74
実績費用（千円） ④	6,382,436
実績需要量（千m ³ ） ⑤	158,654
実績単価（円／m ³ ） ⑥＝④／⑤	40.22
乖離率（％） ⑥／③－1）×100	1.21



- 福山ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。 26

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：概要）

- 広島ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 （需要家数）	新規参入
一導	4-3	1909/10	広島県 広島市	520,300万	637人	広島県内 7市4町	412,574個	有

※会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円）（①）	39,403,382
想定需要量（千m ³ ）（②）	1,398,299
想定単価（円／m ³ ） （③＝①／②）	28.18
実績費用（千円）（④）	38,481,092
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	1,464,766
実績単価（円／m ³ ） （⑥＝④／⑤）	26.27
乖離率（％） （⑥／③－1）×100	-6.77

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 広島ガスからの現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年度、2019年度に大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回ったことである。
- 他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定しており、当該減少量は、上記の増加量に比べて大きいため、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
- 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2021年単年度での乖離率を想定すると、1.6%となり、翌年度以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】（単位：千 m^3 ）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
想定需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194
大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405
実績需要量	465,474	508,391	490,901	471,149	447,901	417,901
大口需要家	283,896	334,437	319,053	299,301	276,301	246,301

※2020~2022の想定需要量は、2017~2019の想定需要量を記載

※2020~2022の実績需要量は、見込み

※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量

【2021年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価（千円）（①）	13,134,460
想定需要量（千 m^3 ）（②）	466,099
想定単価（円/ m^3 ）（③＝①／②）	28.18
実績費用（千円）（④）	12,827,030
実績(想定)需要量（千 m^3 ）（⑤）	447,901
実績単価（円/ m^3 ）（⑥＝④／⑤）	28.63
乖離率（％）（⑥／③－1）×100	1.60

※想定原価、想定需要量及び実績費用については、2017/4~2020/3の数値を3で除して算出。

- 広島ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。 28

法令に基づく事後評価とりまとめ（案）

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 事後評価の対象事業者のうち、7社（JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区））については、2019年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。また、26社（東部ガス（秋田地区）、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA（四日市コンビナート）、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる－5%を超過した。
- これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる－5%を超過した事業者のうち、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の4社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
 - ③ ただし、②の事業者のうち、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した南遠州PLについては、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルールを設定（ガス事業託送供給収支計算規則第6条）した上で、再公表された託送収支において、超過利潤累積額が、一定水準額を超過しない場合には、変更命令の対象外とする。
- なお、南遠州PLでの事例を鑑み、特定ガス導管事業者における託送収支計算書の作成にあっては、一般ガス導管事業者と同様の制度的措置を速やかに講じることが適当である。

※2021年1月1日：東部ガス（秋田地区）、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス及びガスネットワーク吉田

2021年4月1日：JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、由利本荘市、小千谷市、中部電力ミライズ、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送

2022年4月1日：秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）

(空白)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

今後のスケジュール（ガス導管事業者の託送収支の事後評価）

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめる。
- また、年度内を目途に、ストック管理・フロー管理の結果、料金の値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行い、今年度の事後評価のとりまとめを行う。

	時期	内容
2020年度	11/30 【本日】	・法令に基づく事後評価
	12/7	・法令に基づく意見回答（電力・ガス取引監視等委員会）
	1月or2月	・料金の値下げ届出内容の確認等、とりまとめ
	2月or3月	・とりまとめ結果報告（電力・ガス取引監視等委員会）

(案の 1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け 2 0 2 0 1 1 0 2 資第 3 号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、株式会社 J E R A（四日市コンビナート地区）については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。また、東部瓦斯株式会社（秋田地区）及び株式会社 J E R A（四日市コンビナート地区）については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス 5 % を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、東部瓦斯株式会社（秋田地区）については、このまま令和 3 年 1 月 1 日までに、株式会社 J E R A（四日市コンビナート地区）については、このまま令和 3 年 4 月 1 日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号）Ⅰ第 2（2 3）及び（3 9）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス 5 % を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

・ 東京瓦斯株式会社

法人番号 6010401020516

・ 大阪瓦斯株式会社	法人番号 3120001077601
・ 東邦瓦斯株式会社	法人番号 2180001022387
・ 西部瓦斯株式会社	法人番号 6290001014048
・ 東部瓦斯株式会社	法人番号 3010001051798
・ 国際石油開発帝石株式会社	法人番号 7010401078520
・ 石油資源開発株式会社	法人番号 3010001108219
・ 静浜パイプライン株式会社	法人番号 8080001011618
・ 南遠州パイプライン株式会社	法人番号 8080401018709
・ 株式会社 J E R A	法人番号 6010001167617

(案の2)

番
年 月 号
日

北海道経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和2年11月11日付け20201106北海道第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・北海道瓦斯株式会社	法人番号 5430001021815
・旭川ガス株式会社	法人番号 1450001000317
・釧路ガス株式会社	法人番号 1460001000398
・室蘭ガス株式会社	法人番号 3430001057118
・苫小牧ガス株式会社	法人番号 3430001053447
・エア・ウォーター株式会社	法人番号 1430001009475
・釧路エルエヌジー株式会社	法人番号 2460001005223

(案の3)

番 号
年 月 日

東北経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和2年11月11日付け20201106東北第4号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、秋田県天然瓦斯輸送株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。また、由利本荘市については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、由利本荘市については、このまま令和3年4月1日までに、秋田県天然瓦斯輸送株式会社については、このまま令和4年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

・ 八戸ガス株式会社	法人番号 6420001006394
・ 塩釜ガス株式会社	法人番号 6370601000348
・ 仙南ガス株式会社	法人番号 7370101000129
・ のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号 9410001007498

・ 山形ガス株式会社	法人番号 2390001001956
・ 酒田天然瓦斯株式会社	法人番号 7390001006240
・ 庄内中部ガス株式会社	法人番号 2390001008092
・ 福島ガス株式会社	法人番号 6380001001400
・ 由利本荘市	法人番号 5000020052108
・ 男鹿市	法人番号 2000020052060
・ 仙台市ガス局	法人番号 8000020041009
・ 庄内町	法人番号 9000020064289
・ J Xエルエヌジーサービス株式会社	法人番号 3420001013451
・ 東北天然ガス株式会社	法人番号 6370001011409
・ 秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号 5410001000259

(案の4)

番 号
年 月 日

関東経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和2年11月11日付け20201030関東第15号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、小千谷市については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。また、佐野瓦斯株式会社、北日本ガス株式会社、入間ガス株式会社、野田ガス株式会社、東日本ガス株式会社、小田原瓦斯株式会社、湯河原瓦斯株式会社、吉田瓦斯株式会社、諏訪瓦斯株式会社、静岡ガス株式会社、熱海瓦斯株式会社、中遠ガス株式会社、袋井ガス株式会社、小千谷市及びガスネットワーク吉田株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、佐野瓦斯株式会社、入間ガス株式会社、野田ガス株式会社、湯河原瓦斯株式会社、吉田瓦斯株式会社、諏訪瓦斯株式会社、静岡ガス株式会社、熱海瓦斯株式会社、中遠ガス株式会社、袋井ガス株式会社及びガスネットワーク吉田株式会社については、このまま令和3年1月1日までに、北日本ガス株式会社、東日本ガス株式会社、小田原ガス株式会社及び小千谷市については、このまま令和3年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した

事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス５％を超過した事業者はありませんでした。

記

(対象事業者)

・足利ガス株式会社	法人番号4060001018230
・佐野瓦斯株式会社	法人番号2060001020353
・栃木ガス株式会社	法人番号1060001016501
・北日本ガス株式会社	法人番号9060001014092
・桐生瓦斯株式会社	法人番号3070001015806
・館林瓦斯株式会社	法人番号4070001021811
・伊勢崎ガス株式会社	法人番号7070001013070
・太田都市ガス株式会社	法人番号3070001018858
・武州瓦斯株式会社	法人番号7030001055496
・埼玉ガス株式会社	法人番号3030001086330
・東彩ガス株式会社	法人番号8030001051263
・大東ガス株式会社	法人番号3030001056382
・西武ガス株式会社	法人番号8030001089452
・本庄ガス株式会社	法人番号2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号9011001005458
・鷺宮ガス株式会社	法人番号6030001031267
・日高都市ガス株式会社	法人番号7030001089817
・幸手都市ガス株式会社	法人番号7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号5030001026755
・坂戸ガス株式会社	法人番号6030001068771
・松栄ガス株式会社	法人番号2030001071044
・伊奈都市ガス株式会社	法人番号1030001042293
・堀川産業株式会社	法人番号1030001035561
・京葉瓦斯株式会社	法人番号8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号6040001071428
・東日本ガス株式会社	法人番号6040001066700
・京和ガス株式会社	法人番号9040001038011
・日本瓦斯株式会社	法人番号9010001061924
・青梅ガス株式会社	法人番号2013101003471
・武陽ガス株式会社	法人番号3013101000328

・昭島ガス株式会社	法人番号8012801001829
・小田原瓦斯株式会社	法人番号4021001032398
・秦野瓦斯株式会社	法人番号7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号1021001032054
・北陸瓦斯株式会社	法人番号5110001004983
・新発田ガス株式会社	法人番号5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号4110001008110
・蒲原瓦斯株式会社	法人番号5110001008233
・栄ガス消費生活協同組合	法人番号8110005005620
・白根瓦斯株式会社	法人番号3110001015660
・吉田瓦斯株式会社	法人番号4090001010259
・東京ガス山梨株式会社	法人番号2090001001128
・松本ガス株式会社	法人番号8100001014056
・上田ガス株式会社	法人番号9100001009559
・諏訪瓦斯株式会社	法人番号1100001018402
・長野都市ガス株式会社	法人番号3100001004887
・静岡ガス株式会社	法人番号4080001002686
・熱海瓦斯株式会社	法人番号5080101012519
・御殿場ガス株式会社	法人番号8080101004050
・東海ガス株式会社	法人番号6080001015050
・島田瓦斯株式会社	法人番号8080001013060
・中遠ガス株式会社	法人番号9080401014392
・袋井ガス株式会社	法人番号5080401017309
・フジオックス株式会社	法人番号7011501008490
・株式会社エナキス	法人番号4100001010083
・東金市	法人番号7000020122131
・習志野市	法人番号6000020122165
・白子町	法人番号1000020124249
・大網白里市	法人番号8000020122394
・九十九里町	法人番号8000020124036
・長南町	法人番号1000020124273
・上越市	法人番号9000020152226
・妙高市	法人番号6000020152170
・小千谷市	法人番号4000020152081
・魚沼市	法人番号8000020152251
・糸魚川市	法人番号7000020152161

・南富士パイプライン株式会社	法人番号8080101010255
・日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号4010001108597
・関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号7010001034774
・川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号9010401054809
・ガスネットワーク吉田株式会社	法人番号2080001011656

(案の5)

番 号
年 月 日

中部経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和2年11月11日付け20201030中部第6号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、中部電力ミライズ株式会社については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。また、犬山瓦斯株式会社及び大垣ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した中部電力ミライズ株式会社からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和3年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

他方で、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した犬山瓦斯株式会社及び大垣ガス株式会社については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はあ

りませんでした。

記

(対象事業者)

- ・ サーラエナジー株式会社
- ・ 犬山瓦斯株式会社
- ・ 津島瓦斯株式会社
- ・ 大垣ガス株式会社
- ・ 中部電力ミライズ株式会社

法人番号 7180301006250

法人番号 9180001080718

法人番号 2180001096522

法人番号 1200001013368

法人番号 2180001135973

(案の6)

番 号
年 月 日

中部経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和2年11月11日付け20201019北陸第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 日本海ガス株式会社
- ・ 高岡ガス株式会社

法人番号 2230001002284

法人番号 2230001010411

(案の 7)

番 号
年 月 日

近畿経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け 2 0 2 0 1 1 0 6 近畿第 3 4 号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、関西電力株式会社（堺地区）及び関西電力株式会社（姫路地区）については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しました。

関西電力株式会社からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和 4 年 4 月 1 日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号）Ⅰ第 2 （ 3 9 ）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス 5 % を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

・ 甲賀協同ガス株式会社	法人番号6160001005068
・ 河内長野ガス株式会社	法人番号2120101033546
・ 伊丹産業株式会社	法人番号5140001077993
・ 大和ガス株式会社	法人番号2150001013744
・ 桜井ガス株式会社	法人番号9150001009315

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・株式会社大武 | 法人番号3150001012489 |
| ・大津市 | 法人番号9000020252018 |
| ・関西電力株式会社 | 法人番号3120001059632 |

(案の 8)

番 号
年 月 日

中国経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け 2 0 2 0 1 0 2 6 中国第 1 8 号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、水島瓦斯株式会社、広島ガス株式会社及び福山瓦斯株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス 5 % を超過しました。

水島瓦斯株式会社からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和 3 年 4 月 1 日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号）I 第 2 （ 2 3 ）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

他方で、広島ガス株式会社及び福山瓦斯株式会社については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号）I 第 2 （ 2 3 ）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス 5 % を超過した事業者はありませんでした。

記

(対象事業者)

・岡山ガス株式会社	法人番号 5260001001009
・水島瓦斯株式会社	法人番号 2260001014888
・広島ガス株式会社	法人番号 2240001009205
・福山瓦斯株式会社	法人番号 5240001032666
・山口合同ガス株式会社	法人番号 6250001006503
・瀬戸内パイプライン株式会社	法人番号 8240001015759
・水島エルエヌジー株式会社	法人番号 9260001015302

(案の 9)

番 号
年 月 日

四国経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け 2 0 2 0 1 1 0 6 四国第 1 9 号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス 5 % を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号）I 第 2 （ 2 3 ） 及び （ 3 9 ） ⑤ に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 四国ガス株式会社
- ・ 四国電力株式会社

法人番号4500001011652

法人番号9470001001933

(案の 10)

番 号
年 月 日

九州経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和2年11月11日付け20201028九州第3号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、筑紫ガス株式会社、鳥栖ガス株式会社及び九州ガス圧送株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和3年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・ 大牟田瓦斯株式会社 | 法人番号 7290001053730 |
| ・ 筑紫ガス株式会社 | 法人番号 2290001040907 |
| ・ 高松ガス株式会社 | 法人番号 5290801011286 |
| ・ 久留米ガス株式会社 | 法人番号 7290001051593 |

・ 鳥栖ガス株式会社	法人番号 4300001006251
・ 佐賀ガス株式会社	法人番号 5300001003512
・ 九州ガス株式会社	法人番号 3310001007919
・ 大分瓦斯株式会社	法人番号 1320001006228
・ 宮崎瓦斯株式会社	法人番号 5350001001692
・ 日本瓦斯株式会社	法人番号 4340001003385
・ 加治木瓦斯株式会社	法人番号 7340001007846
・ 国分隼人ガス株式会社	法人番号 6340001007244
・ 九州ガス圧送株式会社	法人番号 2290001025908
・ 三愛石油株式会社	法人番号 2010701003604
・ 筑後ガス圧送株式会社	法人番号 8290001059157

(案の 1 1)

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け府経石ガ第 9 1 号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和元年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス 5 % を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号） I 第 2 （ 2 3 ） に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・ 沖縄ガス株式会社

法人番号 6360001000288

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
1 本省所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
東京ガス	私営	一般	4 - 3月										
東京ガス（東京地区等）				294,756,941	285,306,139	9,450,802	3,399,857	▲ 1,794,723	75,144,201	0	20.67	21.81	5.52
東京ガス（群馬地区）				6,791,918	6,834,474	▲ 42,556	▲ 180,569	▲ 528,867	1,688,594	0	34.37	34.88	1.50
大阪ガス	私営	一般	4 - 3月	196,249,551	183,475,894	12,773,657	11,143,536	282,759	25,613,981	0	-	-	-
東邦ガス	私営	一般	4 - 3月	76,038,783	69,148,145	6,890,637	7,669,182	3,773,241	20,338,401	0	19.15	19.51	1.86
西部ガス	私営	一般	4 - 3月	25,629,769	24,509,210	1,120,559	831,983	▲ 1,489,778	6,940,882	0	30.33	32.55	7.32
国際石油開発帝石	私営	特定	4 - 3月	***	***	3,613,828	3,907,396	▲ 20,498,741	11,113,838	0	-	-	-
石油資源開発	私営	特定	4 - 3月	***	***	1,647,027	1,639,218	▲ 1,528,498	2,085,252	0	7.17	6.87	▲ 4.18
南越州パイプライン	私営	特定	4 - 3月	248,069	260,600	▲ 12,531	▲ 11,430	▲ 10,387	80,397	0	-	-	-
J E R A	私営	特定	4 - 3月										
J E R A（東日本）				***	***	***	***	***	350,772	0	-	-	-
J E R A（知多）				***	***	***	***	***	6,914	0	1.14	1.44	26.32
J E R A（四日市コンビナート）				***	***	***	***	***	7,397	76,002	0.60	▲ 0.13	▲ 121.67
J E R A（北勢）				***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
東部ガス	私営	一般	1 - 12月										
東部ガス（秋田地区）				2,398,749	2,043,701	355,048	422,669	142,385	1,060,657	0	50.23	47.05	▲ 6.33
東部ガス（福島・茨城地区）				5,687,047	5,176,055	510,992	562,521	▲ 108,880	1,506,443	0	25.81	25.41	▲ 1.55
静浜パイプライン	私営	特定	1 - 12月	3,188,585	3,012,794	175,790	▲ 83,043	▲ 863,867	396,594	0	-	-	-

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年12月2日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本文管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、％)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
2 北海道局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
北海道瓦斯	私営	一般	4 - 3月	18,321,773	15,967,462	2,354,310	2,281,731	1,950,060	4,751,823	0	30.93	29.49	▲ 4.66
旭川ガス（江別地区）	私営	一般	4 - 3月	695,443	598,004	97,439	103,581	43,475	258,577	0	58.18	67.01	15.17
釧路ガス	私営	一般	4 - 3月	1,590,096	1,515,498	74,598	91,490	▲ 131,243	483,332	0	46.08	44.22	▲ 4.05
室蘭ガス	私営	一般	4 - 3月	607,825	590,391	17,434	▲ 5,082	▲ 90,004	268,565	0	53.13	58.14	9.43
苫小牧ガス	私営	一般	4 - 3月	1,215,501	939,341	276,160	296,908	0	262,191	0	-	-	-
北海道瓦斯	私営	特定	4 - 3月	185,231	184,971	260	2,109	▲ 592	33,094	0	14.28	14.35	0.49
エア・ウォーター	私営	特定	4 - 3月	136,820	144,877	▲ 8,057	▲ 8,057	▲ 93,405	7,636	0	18.85	24.80	31.53
釧路エルエヌジー	私営	特定	4 - 3月	***	***	▲ 26,560	▲ 26,560	▲ 62,607	***	0	-	-	-

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料(令和2年11月25日時点)にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均(又は期央残高)に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
3 東北局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
仙南ガス	私営	一般	4 - 3月	108,876	78,775	30,101	30,201	0	4,800	0	51.00	55.16	8.00
のしろエネルギーサービス	私営	一般	4 - 3月	56,780	54,399	2,381	▲ 373	▲ 1,600	2,317	0	66.84	69.85	4.00
庄内中部ガス	私営	一般	4 - 3月	158,222	127,213	31,009	30,286	0	39,056	0	50.85	55.55	9.24
仙台市	公営	一般	4 - 3月	9,185,193	8,461,916	723,277	475,431	▲ 99,651	1,850,144	0	34.06	33.72	▲ 1.00
由利本荘市	公営	一般	4 - 3月	401,223	363,366	37,857	60,006	60,925	137,741	0	55.03	44.89	▲ 18.43
男鹿市	公営	一般	4 - 3月	234,311	222,589	11,722	10,449	▲ 27,723	123,492	0	111.95	116.19	3.80
庄内町	公営	一般	4 - 3月	139,041	144,206	▲ 5,165	▲ 3,978	▲ 39,473	47,639	0	36.73	39.95	8.77
J X エルエヌジーサービス	私営	特定	4 - 3月	704,098	756,269	▲ 52,171	▲ 52,204	▲ 59,181	1,427	0	-	-	-
東北天然ガス	私営	特定	4 - 3月	338,880	400,234	▲ 61,354	▲ 61,347	▲ 74,166	15,541	0	-	-	-
秋田県天然瓦斯輸送	私営	特定	4 - 3月	255,320	250,361	4,959	5,224	15,848	7,028	8,820	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
八戸ガス	私営	一般	1 - 12月	535,956	495,854	40,102	35,768	▲ 166,763	51,302	0	77.44	74.48	▲ 3.82
塩釜ガス	私営	一般	1 - 12月	346,241	346,561	▲ 320	1,987	▲ 39,100	91,617	0	54.16	52.32	▲ 3.38
山形ガス	私営	一般	1 - 12月	935,782	1,083,686	▲ 147,904	▲ 137,818	▲ 39,675	242,551	0	64.83	66.03	▲ 1.85
酒田天然瓦斯	私営	一般	1 - 12月	306,543	326,120	▲ 19,577	▲ 22,358	▲ 172,886	112,577	0	45.35	67.14	48.05
福島ガス	私営	一般	1 - 12月	1,770,175	1,696,797	73,378	78,668	▲ 113,594	488,879	0	41.77	41.62	▲ 0.36

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※3 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、％)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累計 積額又は欠損累計積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
4 関東局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
栃木ガス	私営	一般	4 - 3月	225,890	212,142	13,748	14,269	3,971	60,526	0	52.67	51.87	▲ 1.51
北日本ガス	私営	一般	4 - 3月	2,132,269	1,866,593	265,676	252,039	528,863	529,837	0	25.28	22.55	▲ 10.80
武州瓦斯	私営	一般	4 - 3月	11,531,928	11,166,351	365,577	380,861	▲ 545,266	3,680,586	0	38.96	39.71	1.93
東彩ガス	私営	一般	4 - 3月	6,467,367	5,653,994	813,373	823,873	715,990	2,036,571	0	43.86	41.73	▲ 4.87
大東ガス	私営	一般	4 - 3月	3,876,306	4,165,970	▲ 289,664	▲ 306,673	▲ 1,436,225	1,372,715	0	35.20	38.01	8.00
西武ガス	私営	一般	4 - 3月	561,749	519,248	42,501	43,560	▲ 72,390	171,898	0	58.70	70.46	20.03
新日本瓦斯	私営	一般	4 - 3月	3,981,994	3,601,420	380,574	181,159	601,858	894,743	0	61.02	63.32	3.77
鷺宮ガス	私営	一般	4 - 3月	534,491	518,130	16,361	16,430	▲ 93,595	133,807	0	36.09	38.45	6.54
日高都市ガス	私営	一般	4 - 3月	454,152	449,898	4,254	91	▲ 26,144	68,703	0	80.68	89.98	11.53
坂戸ガス	私営	一般	4 - 3月	1,454,986	1,384,486	70,500	75,027	▲ 19,140	391,467	0	51.10	52.32	2.38
松栄ガス	私営	一般	4 - 3月	583,934	503,831	80,103	80,146	0	117,479	0	-	-	-
東日本ガス	私営	一般	4 - 3月	2,990,658	2,423,151	567,507	570,339	705,677	888,036	0	66.36	60.56	▲ 8.74
日本瓦斯	私営	一般	4 - 3月										
日本瓦斯株式会社（南平台・初山地区）				5,283	7,132	▲ 1,849	▲ 2,267	▲ 8,290	0	0	21.42	32.49	51.71
日本瓦斯株式会社（我孫子地区）				25,486	24,965	521	▲ 707	▲ 5,009	200	0	33.22	42.97	29.33
日本瓦斯株式会社（蓮田・白岡地区）				24,316	32,495	▲ 8,179	▲ 9,315	▲ 27,722	2,630	0	39.89	54.63	36.96
日本瓦斯株式会社（富里・成田地区）				47,797	46,676	1,121	▲ 1,796	▲ 6,227	180	0	24.27	24.51	0.96
日本瓦斯株式会社（真岡地区）				117,502	120,302	▲ 2,800	▲ 4,602	▲ 40,436	34,681	0	67.27	76.08	13.09
日本瓦斯株式会社（もえぎ野地区）				4,962	7,560	▲ 2,598	▲ 2,830	▲ 14,085	0	0	53.76	101.40	88.63
小田原瓦斯	私営	一般	4 - 3月	2,224,541	2,023,908	200,633	204,563	242,360	456,600	0	44.92	38.51	▲ 14.28
北陸瓦斯	私営	一般	4 - 3月										
北陸瓦斯（新潟・長岡・三条地区）				11,835,115	11,878,916	▲ 43,601	46,702	▲ 917,058	2,978,756	0	41.09	41.30	0.51
北陸瓦斯（柏崎地区）				1,741,471	1,981,963	▲ 240,492	▲ 225,700	▲ 1,193,634	446,426	0	59.45	74.95	26.07
蒲原瓦斯	私営	一般	4 - 3月	1,449,409	1,854,910	▲ 405,501	▲ 401,991	▲ 1,146,666	475,900	0	39.81	47.38	19.01
栄ガス消費生活協同組合	私営	一般	4 - 3月	151,488	129,960	19,576	19,705	15,041	28,690	0	51.14	48.78	▲ 4.61
白根瓦斯	私営	一般	4 - 3月	1,370,519	1,292,984	77,535	94,898	▲ 197,464	208,787	0	36.27	36.48	0.57

東京ガス山梨	私営	一般	4 - 3月	1,806,143	1,906,559	▲ 100,416	▲ 88,010	▲ 373,404	374,429	0	39.20	42.54	8.52
上田ガス	私営	一般	4 - 3月	1,642,854	1,703,306	▲ 60,452	▲ 1,417	▲ 188,588	479,433	0	52.02	51.82	▲ 0.38
長野都市ガス	私営	一般	4 - 3月	6,123,702	6,149,434	▲ 25,732	▲ 69,616	▲ 336,658	1,196,030	0	45.24	44.95	▲ 0.64
東海ガス	私営	一般	4 - 3月	2,609,155	2,188,521	420,633	412,412	435,081	550,807	0	18.14	17.98	▲ 0.87
東海ガス（下仁田地区）	私営	一般	4 - 3月	150,897	81,422	69,475	68,988	0	22,361	0	-	-	-
フジオックス	私営	一般	4 - 3月	11,932	18,636	▲ 6,704	▲ 6,692	▲ 42,887	17,753	0	107.10	257.20	140.10
エナキス	私営	一般	4 - 3月	33,472	36,636	▲ 3,164	▲ 2,971	▲ 3,197	203	0	-	-	-
東金市	公営	一般	4 - 3月	（議会承認後に公表予定）									
習志野市	公営	一般	4 - 3月	（議会承認後に公表予定）									
白子町	公営	一般	4 - 3月	133,420	122,140	11,280	10,320	8,837	15,823	0	45.76	44.70	▲ 2.32
大網白里市	公営	一般	4 - 3月	239,113	231,427	7,686	6,744	▲ 20,293	83,603	0	33.00	34.00	3.00
九十九里町	公営	一般	4 - 3月	161,081	133,816	27,265	27,531	▲ 1,294	12,168	0	46.80	44.70	▲ 4.50
長南町	公営	一般	4 - 3月	382,832	245,750	137,082	134,562	0	136,201	0	-	-	-
上越市	公営	一般	4 - 3月	3,368,674	2,822,178	546,496	513,503	745,565	770,879	0	-	-	-
見附市	公営	一般	4 - 3月	493,198	503,862	▲ 10,664	26,496	▲ 129,171	257,018	0	-	-	-
妙高市	公営	一般	4 - 3月										
妙高市（新井区域）				223,523	255,865	▲ 32,342	▲ 35,152	▲ 114,803	33,432	0	30.40	34.46	13.36
妙高市（妙高高原区域）				139,080	109,166	29,914	25,369	0	19,302	0	-	-	-
小千谷市	公営	一般	4 - 3月	655,525	560,369	95,156	97,424	200,966	162,007	38,959	40.15	38.13	▲ 5.04
魚沼市	公営	一般	4 - 3月	628,114	336,053	292,061	287,579	0	102,008	0	-	-	-
糸魚川市	公営	一般	4 - 3月	490,651	528,694	▲ 38,043	▲ 42,267	▲ 231,226	95,749	0	62.59	66.97	6.99
川崎ガスバイプライン	私営	特定	4 - 3月	342,753	358,956	▲ 16,203	▲ 16,170	***	***	***	-	-	-
（２）４月１日をまたぐ事業年度の事業者													
昭島ガス	私営	一般	1 - 12月	1,285,110	1,503,829	▲ 218,719	▲ 226,047	▲ 871,018	504,060	0	37.81	47.97	26.87
青梅ガス	私営	一般	1 - 12月	805,145	837,773	▲ 32,628	▲ 23,347	▲ 238,056	168,337	0	45.54	48.26	5.97
武陽ガス	私営	一般	1 - 12月	1,668,524	1,621,098	47,426	51,009	▲ 253,500	781,648	0	25.21	25.96	2.98
東部液化石油	私営	一般	1 - 12月	10,010	9,189	821	829	323	5,803	0	-	-	-
足利ガス	私営	一般	1 - 12月	1,765,102	1,872,963	▲ 107,861	▲ 104,260	▲ 446,617	401,102	0	30.72	31.11	1.26
佐野瓦斯	私営	一般	1 - 12月	823,179	831,765	▲ 8,586	▲ 19,077	▲ 31,554	395,046	0	52.38	47.54	▲ 9.24
桐生瓦斯	私営	一般	1 - 12月	1,515,206	1,602,029	▲ 86,823	▲ 91,879	▲ 358,484	353,600	0	40.99	41.77	1.90
館林瓦斯	私営	一般	1 - 12月	1,050,254	1,064,976	14,722	▲ 9,106	▲ 46,191	226,696	0	32.40	30.84	▲ 4.81
伊勢崎ガス	私営	一般	1 - 12月	1,280,533	1,358,617	▲ 78,084	▲ 86,940	▲ 363,032	331,358	0	30.93	32.43	4.85

太田市ガス	私营	一般	1 - 12月	2,487,986	2,413,186	106,179	79,227	▲ 111,399	418,671	0	15.53	14.90	▲ 4.09
埼玉ガス	私营	一般	1 - 12月	507,917	519,026	▲ 11,109	▲ 46,738	▲ 70,590	123,919	0	50.32	50.58	0.51
本庄ガス	私营	一般	1 - 12月	949,406	960,602	▲ 11,196	▲ 11,105	▲ 70,450	159,089	0	-	-	-
武蔵野瓦斯	私营	一般	1 - 12月	196,442	303,507	▲ 107,065	▲ 137,242	▲ 256,268	62,000	0	63.88	76.48	19.71
角栄ガス	私营	一般	1 - 12月	593,102	685,837	▲ 92,735	▲ 91,590	▲ 320,995	130,369	0	62.08	71.49	15.16
幸手都市ガス	私营	一般	1 - 12月	593,684	562,860	30,824	27,436	▲ 33,350	124,680	0	37.83	37.73	▲ 0.28
入間ガス	私营	一般	1 - 12月	1,496,345	1,272,024	224,321	263,025	212,598	257,180	0	43.99	39.65	▲ 9.87
京葉瓦斯	私营	一般	1 - 12月	24,375,457	24,078,748	296,709	477,424	▲ 1,602,183	4,825,015	0	-	-	-
大多喜ガス	私营	一般	1 - 12月										
大多喜ガス（a 地区）				4,642,831	4,337,541	305,290	305,122	▲ 383,224	931,487	0	29.05	28.79	▲ 0.89
大多喜ガス（b 地区）				303,497	301,902	1,594	1,671	▲ 28,973	4,124	0	5.00	5.04	0.82
大多喜ガス（c 地区）				283,423	397,402	▲ 113,978	▲ 113,815	▲ 108,524	19,697	0	0.54	0.64	19.15
野田ガス	私营	一般	1 - 12月	1,001,529	895,029	106,500	135,976	▲ 93,463	283,400	0	31.08	28.81	▲ 7.30
京和ガス	私营	一般	1 - 12月	1,146,563	1,147,092	▲ 529	26,166	▲ 256,612	365,908	0	43.46	42.76	▲ 1.61
秦野瓦斯	私营	一般	1 - 12月	648,586	600,533	48,052	47,860	▲ 113,943	207,360	0	33.57	32.78	▲ 2.35
厚木瓦斯	私营	一般	1 - 12月	2,316,657	2,170,909	145,748	159,912	▲ 237,113	998,686	0	32.75	33.50	2.29
湯河原瓦斯	私营	一般	1 - 12月	129,423	124,301	5,122	3,179	▲ 36,830	36,526	0	68.30	58.78	▲ 13.94
新発田ガス	私营	一般	1 - 12月	3,393,235	2,198,099	1,195,136	1,201,006	0	613,323	0	-	-	-
越後天然ガス	私营	一般	1 - 12月	1,255,895	1,267,448	▲ 11,552	9,077	▲ 170,814	292,805	0	29.85	28.41	▲ 4.81
吉田瓦斯	私营	一般	1 - 12月	961,311	760,458	200,853	202,832	193,250	232,842	0	54.41	45.03	▲ 17.24
松本ガス	私营	一般	1 - 12月	2,601,350	2,455,273	146,077	163,843	0	351,791	0	-	-	-
諏訪瓦斯	私营	一般	1 - 12月	973,225	885,642	87,583	40,717	▲ 190,425	214,890	0	60.35	54.91	▲ 9.01
静岡ガス	私营	一般	1 - 12月	14,034,987	12,255,734	1,779,252	2,076,059	958,639	3,530,514	0	16.40	13.47	▲ 17.87
熱海瓦斯	私营	一般	1 - 12月	799,747	715,838	83,909	94,279	135,677	336,400	0	86.68	74.91	▲ 13.58
御殿場ガス	私营	一般	1 - 12月	165,273	149,056	16,216	17,294	14,592	37,000	0	106.50	101.40	▲ 4.82
島田瓦斯	私营	一般	1 - 12月	261,244	339,465	▲ 78,220	▲ 81,540	▲ 187,581	125,794	0	23.90	28.80	20.59
中遠ガス	私营	一般	1 - 12月	342,869	287,382	55,487	56,830	72,477	111,000	0	48.20	40.60	▲ 15.80
袋井ガス	私营	一般	1 - 12月	200,418	185,867	14,551	15,210	9,144	99,800	0	16.40	14.30	▲ 12.83
関東天然瓦斯開発	私营	特定	1 - 12月	684,769	620,659	64,109	33,965	▲ 36,650	47,232	0	12.64	19.84	56.99
南富士パイプライン	私营	特定	1 - 12月	1,308,881	1,079,908	228,973	207,470	▲ 612,485	48,552	0	-	-	-
ガスネットワーク吉田	私营	特定	1 - 12月	160,081	172,191	▲ 11,940	▲ 12,423	▲ 34,709	2,394	0	12.47	8.09	▲ 35.10
伊奈都市ガス	私营	一般	9 - 8月	(未公表)									

堀川産業	私営	一般	10 - 9月										
堀川産業（冲山地区）				(未公表)									
堀川産業（宇都宮地区）				(未公表)									
堀川産業（富岡地区）				(未公表)									

※ 1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※ 4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

※ 5 東金市及び習志野市にあっては議会未承認、伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2020年12月末まで、堀川産業にあっては託送収支の公表期日が2021年1月末までとなり、2020年11月25日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累計 積額又は欠損累計積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
5 中部局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
中部電力ミライズ	私営	特定	4 - 3月	***	***	166,103	164,736	109,413	13,984	95,429	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
犬山瓦斯	私営	一般	1 - 12月	610,560	536,952	73,608	74,443	80,230	128,891	0	26.92	24.87	▲ 7.62
津島瓦斯	私営	一般	1 - 12月	223,133	205,895	17,238	▲ 2,807	▲ 3,764	62,670	0	83.39	80.94	▲ 2.94
大垣ガス	私営	一般	1 - 12月	1,189,527	996,051	193,476	195,205	120,587	524,331	0	18.22	16.52	▲ 9.33
サーラエナジー	私営	一般	12 - 11月	12,217,383	11,119,790	1,097,593	1,191,597	▲380,800	1,929,800	0	37.16	36.36	▲ 2.15

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累計 積額又は欠損累計 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
6 北陸局所管													
(1) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
日本海ガス	私営	一般	1 - 12月	5,218,243	5,010,244	207,999	219,504	▲ 363,390	1,716,964	0	42.71	42.53	▲ 0.42
高岡ガス	私営	一般	1 - 12月	511,864	526,524	▲ 14,660	▲ 16,985	▲ 4,852	115,205	0	51.33	60.47	17.81

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、％)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
7 近畿局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
河内長野ガス	私営	一般	4 - 3月	700,170	680,077	20,093	12,756	▲ 85,672	123,320	0	47.58	48.80	2.56
大武	私営	一般	4 - 3月	111,458	119,165	▲ 7,707	▲ 6,874	▲ 27,434	61,997	0	101.25	110.01	8.65
甲賀協同ガス	私営	一般	4 - 3月	71,378	74,398	▲ 3,020	▲ 3,249	▲ 23,955	23,768	0	30.74	37.12	20.74
大津市	公営	一般	4 - 3月	3,217,917	2,947,353	270,564	520,757	73,896	970,200	0	20.59	21.13	2.62
関西電力	私営	特定	4 - 3月										
関西電力（堺地区）				152,062	95,581	56,480	56,141	13,601	9,515	4,086	-	-	-
関西電力（南港地区）				3,619	5,051	▲ 1,432	▲ 1,468	▲ 1,703	356	0	-	-	-
関西電力（姫路地区）				712,386	404,729	307,656	291,684	156,081	60,710	86,371	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
桜井ガス	私営	一般	1 - 12月	264,500	262,135	2,365	▲ 7,564	▲ 61,264	82,488	0	72.97	74.37	1.91
伊丹産業	私営	一般	1 - 12月	195,082	165,360	29,722	26,116	▲ 73,689	24,400	0	25.12	24.37	▲ 2.98
大和ガス	私営	一般	1 - 12月	2,628,114	2,370,801	257,313	246,535	▲ 41,936	540,698	0	25.81	24.66	▲ 4.45

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「一」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※3 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
8 中国局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
水島ガス	私営	一般	4 - 3月	750,360	743,486	6,874	12,116	▲ 126,967	202,443	0	18.46	15.96	▲ 13.54
広島ガス	私営	一般	4 - 3月	13,125,803	11,707,906	1,417,897	1,659,929	1,234,562	4,164,213	0	28.18	26.27	▲ 6.77
瀬戸内バイブライン	私営	特定	4 - 3月	***	366,860	314,816	268,788	0	171,174	0	-	-	-
水島エルエヌジー	私営	特定	4 - 3月	132,972	375,894	▲ 242,922	▲ 290,226	▲ 1,232,371	113,731	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
岡山ガス	私営	一般	1 - 12月	4,954,815	4,600,682	354,133	386,996	▲ 202,870	1,575,619	0	27.24	27.17	▲ 0.26
福山ガス	私営	一般	1 - 12月	2,144,408	2,037,434	106,974	123,876	50,780	517,451	0	39.74	28.11	▲ 29.27
山口合同ガス	私営	一般	1 - 12月	7,051,317	6,737,441	313,876	445,744	▲ 477,699	3,697,742	0	24.96	24.35	▲ 2.44

- ※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
- ※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。
- ※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。
- ※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額の内いずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
9 四国局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
四国ガス	私営	一般	4 - 3月	7,251,886	7,519,769	267,883	▲ 211,865	▲ 1,099,273	2,125,778	0	36.04	36.91	2.41
四国電力	私営	特定	4 - 3月	4,965	4,539	425	321	140	246	0	-	-	-

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※3 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、％)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
10 九州局所管													
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者													
大牟田瓦斯	私営	一般	4 - 3月	313,682	332,434	▲ 18,752	▲ 20,741	▲ 220,946	25,904	0	54.33	63.62	17.09
筑紫ガス	私営	一般	4 - 3月	1,036,578	1,090,952	▲ 54,374	▲ 43,144	31,748	448,200	0	41.54	37.14	▲ 10.59
久留米ガス	私営	一般	4 - 3月	1,053,270	941,141	112,129	108,354	34,246	176,943	0	30.82	30.85	0.09
高松ガス	私営	一般	4 - 3月	35,709	38,362	▲ 2,654	▲ 2,668	▲ 8,846	0	0	81.18	92.20	13.57
鳥栖ガス	私営	一般	4 - 3月	460,578	440,392	20,186	18,251	▲ 27,878	90,980	0	24.79	22.39	▲ 9.68
佐賀ガス	私営	一般	4 - 3月	867,487	874,622	▲ 7,135	▲ 18,777	▲ 173,672	294,138	0	72.79	76.98	5.75
九州ガス	私営	一般	4 - 3月	1,220,930	1,040,194	180,736	165,044	193,058	197,320	0	52.14	50.72	▲ 2.72
大分瓦斯	私営	一般	4 - 3月	2,144,547	2,232,080	▲ 87,533	▲ 211,728	▲ 619,990	710,350	0	46.98	47.68	1.49
宮崎瓦斯	私営	一般	4 - 3月	1,812,952	1,772,080	40,872	69,197	148,520	575,393	0	41.72	43.58	4.45
日本瓦斯	私営	一般	4 - 3月	3,204,804	2,925,781	279,023	293,467	46,927	747,198	0	31.33	31.51	0.57
加治木瓦斯	私営	一般	4 - 3月	148,727	182,601	▲ 33,874	▲ 36,390	▲ 98,138	12,670	0	114.86	142.71	24.25
国分隼人ガス	私営	一般	4 - 3月	94,160	101,586	▲ 7,426	▲ 7,909	▲ 59,296	9,997	0	96.58	137.53	42.40
筑後ガス圧送	私営	特定	4 - 3月	680,045	591,070	88,975	84,401	0	106,897	0	-	-	-
三愛石油	私営	特定	4 - 3月	597,669	359,564	238,105	238,105	0	15,753	0	-	-	-
九州ガス圧送	私営	特定	4 - 3月	352,184	332,221	19,963	20,422	8,403	93,620	0	10.87	8.35	▲ 23.18

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性はある。

※2 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

※3 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

ガス導管事業者の2019年度託送収支の結果について

(単位：千円、%)

事業者名	私営 ・公営	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
				営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤額累 積額又は欠損累積 額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
1 1 沖縄局所管													
(1) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者													
沖縄ガス	私営	一般	1 - 12月	1,271,828	1,155,611	116,217	114,749	28,508	502,148	0	34.33	39.57	15.25

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（令和2年11月25日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。

(案)

番		号
年	月	日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令の
改正に関する建議について

電力・ガス取引監視等委員会（以下「本委員会」という。）は、経済産業大臣及び各経済産業局長等からの意見の求めに応じ、ガス導管事業者の収支状況の事後評価を実施しています。本委員会は、各事業者の収支状況の分析を行ったところ、以下の内容を定めるよう省令を改正することが、ガスの適正な取引の確保を図るために必要であると認めるため、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第180条第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

記

特定ガス導管事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。）が、託送供給約款又は託送供給約款以外のガスの供給に係る契約の定めるところにより、導管その他の設備の工事に関する費用として特定ガス導管事業者以外の者から提供を受けた金銭又は資材については、託送収支計算書上、当期に一括して整理することではなく、法人税法の定める耐用年数等により分割して整理できるようにすること。